

岩手県監査委員告示第 15 号

定期監査結果の公表（平成 17 年岩手県監査委員告示第 26 号、第 28 号及び第 32 号並びに平成 18 年岩手県監査委員告示第 3 号、第 7 号及び第 12 号）により公表した定期監査に係る留意改善を要する事項に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県知事、岩手県教育委員会及び岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 18 年 5 月 12 日

岩手県監査委員 川 村 農 夫
岩手県監査委員 平 沼 健
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

〔措置通知書〕

医 管 第 536 号

平成 18 年 3 月 30 日

岩手県監査委員 川 村 農 夫 様
岩手県監査委員 平 沼 健 様
岩手県監査委員 一 戸 克 夫 様
岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩手県知事 増 田 寛 也

定期監査に係る留意改善を要する事項に対する措置について

平成 17 年 7 月 8 日付け岩監第 21 号、平成 17 年 8 月 4 日付け岩監第 27 号及び平成 17 年 9 月 1 日付け岩監第 37 号をもって報告の提出があった留意改善を要する事項について、下記のとおり措置したので通知します。

記

1 報告内容

(1) 岩手県立江刺病院

旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが 431 件、104,180 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 岩手県立宮古病院

ア 職員手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが 1 件、65,011 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

イ 診療報酬に係る過年度未収金の予算経理に当たり、償却処理をしていないものが 1 件、4,866,158 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 岩手県立大船渡病院

委託契約の締結に当たり、積算額を上回って契約しているものが 1 件、194,250 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 岩手県立中央病院

職員手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが 1 件、70,389 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置結果

(1) 上記 1 の(1)については、支給すべき金額より多く支給していたものに係る差額 104,180 円を平成 17 年 6 月 14 日までに全額返納処理した。

なお、今後は全体的な業務の見直し及び点検の徹底を図り、事務処理全般の適正執行に努めることとした。

(2) 上記1の(2)アについては、支給すべき金額より少なく支給していたものに係る差額 65,011 円を平成 17 年 5 月 23 日に追給した。

なお、今後は日常から細心の注意を払い、また、チェック体制を強化し、誤りのない事務処理に努めることとした。

(3) 上記1の(2)イについては、償却すべき過年度未収金 4,866,158 円を平成 17 年 7 月 31 日に償却処理した。

なお、今後は事務処理の確認及びチェックを徹底し、再発防止に努めることとした。

(4) 上記1の(3)については、今後適正な事務処理並びにチェックの強化に努めることとした。

(5) 上記1の(4)については、支給すべき金額より多く支給していたものに係る差額 70,389 円を平成 17 年 6 月 30 日に返納処理した。

なお、今後はチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。

[措置通知書]

農 林 水 第 36 号

平成18年 4 月18日

岩手県監査委員 川 村 農 夫 様

岩手県監査委員 平 沼 健 様

岩手県監査委員 菊 池 武 利 様

岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩手県知事 増 田 寛 也

定期監査に係る留意改善を要する事項に対する措置について

平成18年 3 月28日付け岩監第88号により提出のありました定期監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項のうち、農林水産部に係るものについて、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 留意改善を要する事項

岩手県林業技術センター

(1) 生産物売払収入の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが 1 件、224,910円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 行政財産使用料の徴収に当たり、歳入科目を誤っているものが 4 件、82,490円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

岩手県林業技術センター

(1) 支払事務の実施段階から、収入事務担当に關係書類を回付し情報共有を図るとともに、調定の遅延及び漏れを未然に防止するため、収入事務担当において管理簿を作成し、事業担当と収入事務担当の相互牽制と進行管理の徹底を図り、再発防止に努める。

(2) 予算編成時における歳入予算の計上誤りから生じたものであるが、今後は、複数職員によるチェック体制を強化し、相互牽制の徹底を図ることにより、再発防止に努める。

[措置通知書]

保 福 第 36 号

平成18年 4 月19日

岩手県監査委員 川 村 農 夫 様

岩手県監査委員 平 沼 健 様

岩手県監査委員 菊池 武利 様
岩手県監査委員 谷地 信子 様

岩手県知事 増田 寛也

定期監査に係る留意改善を要する事項の措置結果について

平成18年3月28日付け岩監第88号により提出のありました、定期監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項のうち、岩手県福祉総合相談センターに係るものについて、下記のとおり措置しましたので、通知します。

記

1 報告内容

- (ア) 通勤手当の支給に当たり、支給要件の随時確認を行っていないものが44件あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (イ) 赴任旅費の支給に当たり、移転の事実を証明する書類等の提出がないにもかかわらず、移転料及び扶養親族移転料を支給しているものが7件、500,866円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置を講じた内容

- (ア) 支給要件の確認を行うとともに、今後は、課内での相互チェック体制の強化と事後確認の徹底を図り、再発防止に努めることとした。
- (イ) 当該赴任旅行命令票・赴任旅費請求書に係る移転の事実を証明する書類等を添付するとともに、今後は、課内での相互チェック体制の強化と事後確認の徹底を図り、再発防止に努めることとした。

[措置通知書]

教 企 第 8 2 号

平成18年4月20日

岩手県監査委員 川村 農夫 様
岩手県監査委員 平 沼 健 様
岩手県監査委員 菊池 武利 様
岩手県監査委員 谷地 信子 様

岩手県教育委員会

定期監査の結果に係る留意改善を要する事項に対する措置について（通知）

平成18年2月28日付け岩監第73号及び平成18年3月28日付け岩監第88号により提出のありました定期監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項について、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 留意改善を要する事項

(1) 遠野教育事務所

扶養手当及び期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、75,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 北上教育事務所

勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、74,696円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 岩手県立盛岡第三高等学校

報酬の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが、14件、73,060円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 岩手県立不来方高等学校

ア 報酬の支出に当たり、該当する予算科目に令達予算がないにもかかわらず、他の予算科目の令達予算から支出しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

イ 報酬の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが70件、243,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 岩手県立宮古高等学校

扶養手当、期末手当及び寒冷地手当の支給に当たり、扶養親族の要件を確認していないものが1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(6) 岩手県立伊保内高等学校

旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが、34件、68,160円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(7) 岩手県立青山養護学校

勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、62,947円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

(1) 上記1(1)については、扶養手当及び扶養親族の加算額確認に誤りがあったため、差額75,000円を平成18年3月20日に追給の事務処理を行い、該当中学校長及び所管する教育委員会教育長に対し、文書により通知するとともに、適正な事務の執行について指導を行った。

(2) 上記1(2)については、勤勉手当コードをA(期間率100/100)とするべきところを、D(期間率80/100)としていたため、差額74,696円を、平成18年2月9日に追給し、該当中学校長及び所管する教育委員会教育長に対し、文書により通知するとともに、適正な事務の執行について指導を行った。

(3) 上記1(3)については、1授業単位の時間単価に誤りがあったため、差額73,060円について、平成18年2月6日に返納処理を行った。今後は、通知等をよく確認し、複数の職員で確認するよう努め、再発防止に努める。

(4) 上記1(4)アについては、小学校費から支出していたため、高等学校総務費に支出更正処理を行った。今後は、複数の職員での確認体制を確立し、再発防止に努める。

(5) 上記1(4)イについては、1授業単位の時間単価に誤りがあったため、差額243,000円について、平成18年2月15日に返納処理を行った。今後は、通知等をよく確認し、複数の職員で確認するよう努め、再発防止に努める。

(6) 上記1(5)については、確認の結果、扶養親族として認定している別居の両親のうち母親が要件を満たしていないことが判明したので、平成15年4月に遡及して扶養認定を取り消し、差額231,203円の返納処理を行った。今後は、複数の職員による点検体制の強化を図り再発防止に努める。

(7) 上記1(6)については、自家用車使用支給額との調整誤りがあり、差額68,160円について、平成17年12月7日に返納処理を行った。今後は、複数の職員による点検体制の強化を図り再発防止に努める。

(8) 上記1(7)については、勤勉手当の支給率入力に誤りがあったため、差額62,947円を平成18年2月20日に追給した。今後は、複数の職員による点検体制の強化を図り再発防止に努める。

[措置通知書]

岩 公 委 第8号

平成18年2月15日

岩手県監査委員 川 村 農 夫 様

岩手県監査委員 平 沼 健 様

岩手県監査委員 一 戸 克 夫 様

岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

定期監査に係る留意改善を要する事項に対する措置について

平成18年1月30日付け岩監第65号により提出のありました定期監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項について、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 留意改善を要する事項

紫波警察署 委託契約の締結に当たり、契約要件の適用及び方法に不備があり、予定価格を超えて契約を締結しているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

指摘のあつた契約については、関係機関の指導や同様の事例等を参考として契約額を変更するなど適切に措置しました。

今後は、適正な事務処理について職員の意識向上を図るとともに、契約業務のチェックの徹底を図り、再発防止に努めます。